

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていませんか？

消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！

見守り 新鮮情報

7億円当選!? 心当たりのないメールは無視

スマホのSMSに「7億円当選した」という通知が届いた。受領するための手続きだと言われ、様々な名目の費用を請求され、これまでに電子マネーで150万円ほど支払ったが、いつまで経っても当選金が振り込まれない。「コンビニの端末機で購入した電子マネーの払込票が残っていると当選金が支払えなくなる」と言われていたので、全て捨ててしまった。お金を取り返したい。(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。周囲の人は、高齢者に変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。

～国民生活センター「見守り新鮮情報」より引用・抜粋～

子ども サポート情報

子どもを乗せた自転車 転倒に注意！

自転車の前後席に子どもを1人ずつ乗せていた。自転車を停車して、前席に子どもを乗せたまま、後席から子どもを降ろしたところ、自転車ごと右側に倒れ、前席の子どもが座席から落ちてしまった。顔を打撲し、鼻やあごに擦り傷を負った。(当事者：3歳)

【ひとこと助言】

- ・子どもを自転車に乗せる前にヘルメットを着用させ、乗せた後はシートベルトを締めましょう。
- ・前後の幼児用座席に子どもを2人乗せるときは、転倒防止のため「乗せるときは後席から」「降ろすときは前席から」の順番を守りましょう。
- ・子どもの乗せ降ろしの際には、ハンドルが真っすぐ前を向いていること、自転車が横方向に傾いていないことなどを確認しましょう。
- ・停車する際は傾きや凸凹のない平らな場所に停車し、自転車に子どもを乗せたまま自転車から離れないようにしましょう。



～国民生活センター「子どもサポート情報」より引用・抜粋～

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

